

日光市立藤原中学校 学校いじめ防止基本方針（概要）

1 いじめ防止についての基本的な方針

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。校内外は問わない。

（２）いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取り組みに努め、いじめを受けている生徒をしっかりと守ります。いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。

本校では、いじめを起こさせません。

2 校内体制（いじめ対策組織）

校内には、校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・各学年主任・ＳＣなどによって構成される「いじめ対策委員会」があります。役割としては、いじめ相談窓口、いじめの情報収集・共有・記録、いじめ情報への組織的な対応、いじめアンケートの分析・対応、いじめ基本方針等の検討、見直しなどです。また、場合によっては、「重大事態対策委員会」が立ち上げられることもあります。必要に応じて、教育支援センター相談員・スクールサポーター・家庭児童相談室などに、協力を要請することがあります。

3 いじめ防止に関する具体的な取り組み

（１）いじめ未然防止の取り組み

- ①「居がい」の感じられる学級作りに務めます。
- ②学校行事、生徒会活動の充実を図ります。
- ③保護者、地域への啓発活動を行います。
- ④充実した情報モラル教育を実践します。
- ⑤各教科で分かる授業の実施に務めます。

（２）いじめ早期発見の取り組み

- ①定期的にいじめに関するアンケートを実施します。
- ②計画的に教育相談を実施します。
- ③相談室、保健室での教育相談を充実します。

④日録「スクールライフ」を活用し、生徒とのコミュニケーションをとります。

⑤年間2回 HyperQ-Uを実施します。また、その結果を分析し、活用します。

⑥相談窓口や外部機関を生徒や保護者に周知します。

(3) いじめに対する措置

①基本的な考え方

ア いじめの発見、相談、通報があった場合は、一人で対応することなくいじめ対策委員会を中心に組織的に対応します。

イ 被害生徒を守り通し、加害生徒には毅然な態度で指導や支援を行います。

ウ 生徒の社会性の向上を目指し、人間形成を目指した指導を行います。

②対応方法

ア いじめられた生徒と保護者への支援

- ・関係者からの情報収集を行います。 ・被害生徒からの聴取を行います。
- ・保護者への連絡を行い、説明します。
- ・いじめられた生徒の安全、安心確保を行います。

イ いじめた生徒への指導、保護者への助言

- ・いじめた生徒からの聴取を行い、いじめをした背景や要因を調査します。
- ・いじめをやめさせ、再発を防止する指導を行います。
- ・いじめた生徒の保護者に連絡をとり、説明します。
- ・事後の見守りや指導を実施します。

ウ いじめが起きた集団へのアプローチ

- ・いじめを見ていた生徒にも自分の問題としてとらえさせる指導を行います。
- ・同調した生徒に、いじめに加担する行為であったことを理解させる指導を行います。
- ・望ましい人間関係作りに努めます。

4 いじめに関する相談について

学級担任、学年主任、生徒指導主事、教育支援センター相談員、SC、その他、全職員でもお受けします。些細なことでも遠慮なくいつでもご相談ください。

○日光市立藤原中学校 電話 0288-76-1206

○ホットほっと電話相談

【子ども用】いじめ相談さわやかテレフォン 028-665-9999（毎日、24時間対応）

*全国共通ダイヤル（通話無料） 0120-0-78310

【保護者用】家庭教育ホットライン 028-665-7867

【メール相談】 <http://www.hothotmail.jp> <http://www.hothotmail.jp/m.html>

○いじめ・不登校等対策チーム 上都賀教育事務所 0289-62-0162

○日光市家庭児童相談室 0288-30-7830

